

公立大学法人横浜市立大学職員の配偶者同行休業に関する規程

制 定 平成 29 年 6 月 1 日 規程第 32 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 44 条の 2 の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 理事長は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が配偶者同行休業を申請した場合において、業務に支障がないと認めるとときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 3 条 就業規則第 44 条の 2 第 1 項で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前 2 号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として理事長が認めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 4 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（就業規則第 44 条の 2 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第 5 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が就業規則第 44 条の 2 第 1 項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日及び期間の延長を必要とする理由を明らかにして、理事長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、理事長が認める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第 2 条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の失効)

第6条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 理事長は、次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと。
- (2) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (3) 配偶者同行休業をしている職員が、就業規則第42条第1項第3号に規定する出産休暇を取得することとなったこと。
- (4) 理事長が、配偶者同行休業をしている職員について、就業規則第44条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、理事長が定める事由に該当すること。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第2号または第3号に掲げる事由に該当することとなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める場合

(配偶者同行休業期間中の賃金の取扱い)

第9条 配偶者同行休業中の賃金に関する事項については、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程第31条及び公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程第12条の2に定めるところによる。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 公立大学法人横浜市立大学職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第2条第1項第4号及び第6条の2第1項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同号に規定する現実に職務に従事することを要しない期

間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当規程第2条第1項第4号の規定の適用については、同号中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数」とする。

附 則（平成29年規程第32号）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。